

## 議案第 3 号

### 阿見町情報公開・個人情報保護審査会条例の制定について

阿見町情報公開・個人情報保護審査会条例を次のように定める。

令和 5 年 2 月 28 日提出

阿見町長 千 葉 繁

### 阿見町情報公開・個人情報保護審査会条例

#### (趣旨)

第 1 条 この条例は、阿見町情報公開・個人情報保護審査会の設置及び組織並びに調査審議の手続等について定めるものとする。

#### (設置)

第 2 条 情報公開制度における審査請求及び情報公開制度の適正かつ円滑な運用並びに個人情報保護制度における審査請求及び個人情報の適正な取扱いの確保について調査審議するため、阿見町情報公開・個人情報保護審査会(以下「審査会」という。)を置く。

#### (定義)

第 3 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 諮問庁 阿見町情報公開条例(平成 12 年阿見町条例第 41 号。以下「情報公開条例」という。)第 20 条第 1 項の規定により審査会に諮問をした実施機関(情報公開条例第 2 条第 1 号に規定する実施機関をいう。以下同じ。)並びに個人情報の保護に関する法律(平成 15 年法律第 57 号。以下「個人情報保護法」という。)第 105 条第 3 項において準用する同条第 1 項の規定により審査会に諮問をした町の機関(阿見町個人情報の保護に関する法律施行条例(令和 5 年阿見町条例第 号)第 2 条第 1 項に規定する町の機関をいう。以下同じ。)及び阿見町議会の個人情報の保護に関する条例(令和 5 年阿見町条例第 号。以下「議会個人情報保護条例」という。)第 46 条の規定により審査会に諮問をした議長をいう。

(2) 公文書 情報公開条例第 13 条第 1 項に規定する公開決定等(次条第 1 項第 1 号において「公開決定等」という。)に係る公文書(情報公開条例第 2 条第 2 号に規定する公文書をいう。)をいう。

(3) 保有個人情報 個人情報保護法第 78 条第 1 項第 4 号、第 94 条第 1 項又は第 102 条第 1 項に規定する開示決定等、訂正決定等又は利用停止決定等に係る保有個人情報(個人情報保護法第 60 条第 1 項に規定する保有個人情報のうち同項に規定する地方公共団体等行政文書に係るものをいう。)及び議会個人情報保護条例第 21 条第 5 号ア、第 36 条第 1 項若しくは第 43 条第 1 項に規定する開示決定等、訂正決定等、利用停止決定等に係る保有個人情報をいう。

(所掌事項)

第4条 審査会は、次に掲げる事項について調査審議する。

- (1) 情報公開条例第20条第1項の規定による諮問に応じ、公開決定等又は情報公開条例第6条第1項に規定する公開請求に係る不作為についての審査請求に関する事項
- (2) 情報公開制度に係る施策に関する事項であつて、審査会の意見を聴く必要があるものとして町長が特に諮問する事項
- (3) 個人情報保護法第105条第3項において準用する同条第1項の規定による諮問に応じ、個人情報保護法第78条第1項第4号、第94条第1項若しくは第102条第1項に規定する開示決定等、訂正決定等若しくは利用停止決定等又は個人情報保護法第76条第2項、第90条第2項若しくは第98条第2項に規定する開示請求、訂正請求若しくは利用停止請求に係る不作為についての審査請求に関する事項
- (4) 阿見町個人情報の保護に関する法律施行条例第6条の規定による諮問に応じ、個人情報の適正な取扱いの確保に関する事項
- (5) 議会個人情報保護条例第46条の規定による諮問に応じ、議会個人情報保護条例第21条第5号ア、第36条第1項若しくは第43条第1項に規定する開示決定等、訂正決定等、利用停止決定等又は議会個人情報保護条例第19条第2項、第32条第2項若しくは第39条第2項に規定する開示請求、訂正請求若しくは利用停止請求に係る不作為についての審査請求に関する事項
- (6) 議会個人情報保護条例第51条の規定による諮問に応じ、個人情報の適正な取扱いの確保に関する事項

2 審査会は、必要があると認めるときは、情報公開に係る施策に関する事項に関し、実施機関に意見を述べることができる。

(組織)

第5条 審査会は、委員5人をもって組織する。

(委員)

第6条 委員は、優れた識見を有する者のうちから、町長が委嘱する。

- 2 委員の任期は、3年とする。ただし、再任を妨げない。
- 3 委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 4 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

(会長及び副会長)

第7条 審査会に、会長及び副会長を置き、委員の互選により選任する。

- 2 会長は、審査会を代表し、会務を総理する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(審査会の調査審議)

第8条 審査会の調査審議は、この条例に定めるところにより、実施する。

(審査会の調査権限)

第9条 審査会は、審査請求に係る事件に関し必要があると認めるときは、諮問庁に対し、公文

書又は保有個人情報の提示を求めることができる。この場合においては、何人も、審査会に対し、その提示された公文書又は保有個人情報の開示を求めることができない。

- 2 質問庁は、審査会から前項の規定による求めがあったときは、これを拒んではならない。
- 3 審査会は、審査請求に係る事件に関し必要があると認めるときは、質問庁に対し、公文書に記録されている情報又は保有個人情報に含まれている情報の内容を審査会の指定する方法により分類又は整理した資料を作成し、審査会に提出するよう求めることができる。
- 4 第1項及び前項に定めるもののほか、審査会は、審査請求に係る事件に関し、審査請求人、参加人(行政不服審査法(平成26年法律第68号)第13条第4項に規定する参加人をいう。以下同じ。)又は質問庁(以下「審査請求人等」という。)に意見書又は資料の提出を求めるとき、適当と認める者にその知っている事実を陳述させることその他必要な調査をすることができる。

(意見の陳述)

第10条 審査会は、審査請求人等から申出があったときは、当該審査請求人等に口頭で意見を述べる機会を与えなければならない。ただし、審査会が、その必要がないと認めるときは、この限りでない。

- 2 前項本文の場合においては、審査請求人又は参加人は、審査会の許可を得て、補佐人とともに出席することができる。

(意見書等の提出)

第11条 審査請求人等は、審査会に対し、意見書又は資料を提出することができる。ただし、審査会が意見書又は資料を提出すべき相当の期間を定めたときは、その期間内にこれを提出しなければならない。

(委員による調査手続)

第12条 審査会は、審査請求に係る事件に関し必要があると認めるときは、その指名する委員に、第9条第1項の規定により提示された公文書若しくは保有個人情報を閲覧させ、同条第4項の規定による調査をさせ、又は第10条第1項本文の規定による審査請求人等の意見の陳述を聴かせることができる。

(提出資料の写しの送付等)

第13条 審査会は、第9条第3項若しくは第4項又は第11条の規定による意見書又は資料の提出があったときは、当該意見書又は資料の写し(電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下同じ。)にあっては、当該電磁的記録に記録された事項を記載した書面)を当該意見書又は資料を提出した審査請求人等以外の審査請求人等に送付するものとする。ただし、第三者の利益を害するおそれがあると認められるときその他正当な理由があるときは、この限りでない。

- 2 審査請求人等は、審査会に対し、審査会に提出された意見書又は資料の閲覧(電磁的記録にあっては、記録された事項を審査会が定める方法により表示したものの閲覧)を求めることができる。この場合において、審査会は、第三者の利益を害するおそれがあると認められるときその他正当な理由があるときでなければ、その閲覧を拒むことができない。

3 審査会は、第1項の規定による送付をし、又は前項の規定による閲覧をさせようとするときは、当該送付又は閲覧に係る意見書又は資料を提出した審査請求人等の意見を聴かなければならぬ。ただし、審査会が、その必要がないと認めるときは、この限りでない。

4 審査会は、第2項の規定による閲覧について、日時及び場所を指定することができる。

(審査請求に係る調査審議手続の非公開)

第14条 審査会の行う審査請求に係る調査審議の手続は、公開しない。

(答申書の送付等)

第15条 審査会は、審査請求に係る諮問に対する答申をしたときは、答申書の写しを審査請求人及び参加人に送付するとともに、答申の内容を公表するものとする。

(審査請求に係る調査審議以外の調査審議)

第16条 審査会は、第4条第1項第2号に掲げる所掌事項を遂行するため必要があると認めるときは実施機関に対して、同項第4号に掲げる所掌事項を遂行するため必要があると認めるときは町の機関に対して、同項第6号に掲げる所掌事項を遂行するため必要があると認めるときは議会に対して、資料の提出、意見の開陳、説明その他の必要な協力を求めることができる。

2 審査会は、第4条第1項第2号に掲げる所掌事項を遂行するため特に必要があると認めるときは実施機関以外の者に対しても、同項第4号に掲げる所掌事項を遂行するため特に必要があると認めるときは町の機関以外の者に対しても、同項第6号に掲げる所掌事項を遂行するため特に必要があると認めるときは議会以外の者に対しても、必要な協力を依頼することができる。

(委任)

第17条 この条例に定めるもののほか、審査会に関し必要な事項は、規則で定める。

(罰則)

第18条 第6条第4項の規定に違反して秘密を漏らした者は、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。

2 前項の規定は、町の区域外において同項の罪を犯した者にも適用する。

## 附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、令和5年4月1日から施行する。

(阿見町情報公開・個人情報保護審査会条例の廃止)

第2条 阿見町情報公開・個人情報保護審査会条例(平成18年阿見町条例第24号)は、廃止する。

(旧審査会の廃止に伴う経過措置)

第3条 この条例の施行の際現に前条の規定による廃止前の阿見町情報公開・個人情報保護審査会条例(以下「旧条例」という。)第1条の規定により設置された阿見町情報公開・個人情報保護審査会(以下「旧審査会」という。)の委員である者は、この条例の施行の日(以下「施行日」という。)に、第6条第1項の規定により、審査会の委員として委嘱されたものとみなす。

2 施行日前に旧審査会にされた審査請求に関する諮問(この条例の施行の際これに係る調査審議を終えていないものに限る。)は、施行日において審査会に諮問されたものとみなす。この場合

において、旧審査会により施行日前に行われた調査審議は、この条例の定めるところにより審査会により行われたものとみなす。

- 3 この条例の施行の際旧審査会が行っている阿見町個人情報の保護に関する法律施行条例附則第2条の規定による廃止前の阿見町個人情報保護条例(平成18年阿見町条例第25号)の規定によりその権限に属させられた事項及び個人情報保護に係る施策に関する事項に関する調査審議については、第4条に規定する審査会の所掌事項に該当すると認められるものに限り、施行日以後、引き続き審査会が行う。
- 4 この条例の施行の際現に旧審査会の委員である者又は施行日前において旧審査会の委員であった者に係る旧条例第5条の規定による職務上知り得た秘密を漏らしてはならない義務については、この条例の施行後も、なお従前の例による。

## 議案第3号 説明資料

### 阿見町情報公開・個人情報保護審査会条例の制定について

#### 【制定の趣旨】

- ・ デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律(令和3年5月12日成立, 19日公布)による個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号。以下「個人情報保護法」という。)の改正に伴い, 阿見町個人情報保護条例によって規定していた阿見町における個人情報の取扱いについて, その多くが改正後の個人情報保護法(以下「改正法」という。)によって規定されるものとなる。このことから, 現在の阿見町情報公開・個人情報保護審査会条例(以下「旧条例」という。)は廃止し, 個人情報に関する事項については, 改正法の規定に準じた規定とし, 情報公開に関する事項については, 現在の阿見町情報公開条例の規定に準じた規定を取り入れた阿見町情報公開・個人情報保護審査会条例(以下「新条例」という。)を新規条例として制定を行うもの。

#### 【主な内容】

##### (1) 設置根拠及び定義【第2条及び第3条関係】

- ・新条例の設置根拠及び条例中に使用する用語の定義を規定するもの。

##### (2) 審査会の所掌事項について【第4条関係】

- ・町や議会において, 情報公開に関する審査請求がなされた場合(第1号), 情報公開に関する町の施策に関する事項を決定する際に, 当該事項について町長が諮問する必要があると判断した場合(第2号), 個人情報に関する審査請求がなされた場合(第3号, 第5号), 阿見町個人情報の保護に関する法律施行条例及び阿見町議会の個人情報の保護に関する条例の内容の改正等を行う場合や, 個人情報の取扱について細則を定めることなど, 個人情報の取扱いについて諮問することが必要であると判断した場合(第4号, 第6号)に審査会は調査審議を行う。

##### (3) 審査会の組織【第5条, 第6条, 第7条関係】

- ・審査会の組織体系等について規定しており, 旧条例と同一の内容である。

##### (4) 審査会の調査審議【第8条関係】

- ・情報公開に関する調査審議を行う審査会は行政不服審査法第81条第1項又は第2項の審査会ではないとの解釈があり, 行政不服審査法との同様に調査審議の一連の手続を定めることとしているが, 個人情報に係る審査請求に関する調査審議については行政不服審査法と規定の重複が生ずることから, これを調整するため, 個人情報保護に係る審査請求に関する調査審議も含め, 審査会の調査審議はこの条例の定めるところにより行う旨の宣言的な規定を設けるもの。

##### (5) 審査会の権限及び審査に係る手続【第9条～第16条関係】

- ・審査会が調査を行う際の権限及び審査の過程における必要事項について定めたもの。

(6) 罰則規定【第18条関係】

- ・新条例第6条第4項「委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。」の規定に違反した場合は、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する罰則規定を設けるもの。